

京都市境界確認事務取扱要綱

(昭和63年 1月19日市長決定) 制定

(平成 2年 3月30日理財局長決定) 改正

(平成19年 3月19日理財局長決定) 改正

(平成21年 3月27日理財局長決定) 改正

(平成30年 3月30日行財政局財政担当局長決定) 改正

(令和2年 3月31日行財政局資産活用担当局長決定) 改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市公有財産規則（以下「規則」という。）第4条第2項、第6条第2項及び第10条の規定による土地の取得及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(確認書)

第2条 土地境界の確認は、所有者が隣接する土地の所有者と土地境界確認書（第1号様式）に記名押印することにより行うものとする。

2 土地境界確認書は、京都市土地境界明示書等作成要領に基づいて作成するものとする。ただし、表題部については、所在地、実測年月日及び縮尺のみを記載するだけで足りるものとする。

(境界標の設置)

第3条 教育委員会及び局長等は、境界標を設置したときは、2箇所以上の引照記録を作成して、境界標が設置されていた箇所を復元することができるようにするとともに、その周囲の現況を写真撮影するものとする。

(引継ぎ)

第4条 規則第6条第2項及び第10条の引継ぎは、土地境界引継通知書（第2号様式）に次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 土地境界確認書又は土地境界明示書
- (2) 引照記録
- (3) 写真
- (4) 座標計算書
- (5) 見取図（都市計画図の写し又は住宅地図の写し）
- (6) 公図（電子地図、登記官による証明印のあるもの）
- (7) 登記事項証明書（全部事項）
- (8) 地籍調書

(地積測量図)

第5条 教育委員会及び局長等は、取得した土地について分筆の登記、地積の更正の登記及び表示の登記を行ったときは、土地境界引継通知書に、前条各号に掲げる図書のほか地積測量図を添付するものとする。

(検査)

第6条 行財政局財政担当局長は、土地境界引継通知書に基づいて検査を行うものとする。

(境界の証明)

第7条 教育委員会及び局長等は、境界確認に係る境界の証明を必要とするときは、行財政局財政担当局長に請求するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項及びこの要綱の実施に関し必要な事項は、行財政局財政担当局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和63年1月28日から実施する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

第 1 号様式

土 地 境 界 確 認 書

N

隣接する土地との境界は，本図
朱書のとおりであることを認め
ます。

年 月 日

所有者
住所
氏名 ⑩

隣接する土地の所有者
住所
氏名 ⑩

所 在 地	
実測年月日	
縮 尺	

第 2 号様式

年 月 日

(あて先) 行財政局財政担当局長

(担当)

土 地 境 界 引 継 通 知 書

京都市公有財産規則第 6 条第 2 項，第 1 0 条並びに京都市境界確認事務取扱要綱第 3 条及び
第 4 条の規定に基づき次のとおり通知します。

所在	市有地	区	町	番
	名称			
境界標設置年月日		年	月	日
設置した境界標		コンクリート杭 プレート 本 枚		
添付図書		土地境界確認書又は土地境界明示書，引照記録，写真，座標計算書，見取図，公図（電子地図：証明図），登記事項証明書（全部事項証明書），地籍調書，地積測量図（法務局保管の写し）		

注 地籍調書は，土地境界確認時点での所有者を記載すること。なお，本通知書提出時に京都
市に所有権移転している土地については，下欄所有者欄に（現所有者）京都市と記すとともに
に下欄登記簿記事欄に所有権移転年月日等を記すこと。